

令和4年2月定例会 県土整備委員会（付託）

令和4年2月28日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時04分）

これより危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案についてはさきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第50号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）
- 議案第52号 令和3年度都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料3）
- 徳島県復興指針に係る事前復興の取組について（資料4）
- 促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子（案）について（資料5）
- 徳島県消費者基本計画の改定（案）について（資料6-1, 6-2）

谷本危機管理環境部長

危機管理環境部から2月定例会に追加提出いたしました案件につきまして、県土整備委員会説明資料（その3）により御説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の2月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり7億2,198万4,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は合計204億4,028万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

左から4列目、補正額欄の最下段に記載のとおり535万6,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計4,454万6,000円となっております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、表の右側の摘要欄、給与費については、人員の増加や新

型コロナウイルス感染症対応等に係る補正としまして、合計6,195万8,000円の増額をお願いしております。

また、資料中段、防災総務費の摘要欄③、防災センター運営費については、地震体験装置の修理に要する経費の増額、同じく摘要欄⑤、危機事象発生に対する備えとして危機管理調整費の増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、4ページの最下段、左から3列目に記載のとおり合計3億7,772万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課におきまして、資料中段、計画調査費の摘要欄①、地方創生の深化のための支援費については、国の交付金事業費の決定に伴う減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計3,210万9,000円の減額をお願いしております。

6ページを御覧ください。

消防保安課におきまして、資料上段、防災総務費の摘要欄②、航空消防防災体制運営費については、消防防災ヘリコプターの修理による増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計979万2,000円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

グリーン社会推進課におきまして、資料中段、環境衛生指導費の摘要欄②、一般環境対策費については、国庫補助や自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計2億2,604万7,000円の減額をお願いしております。

8ページを御覧ください。

環境指導課におきまして、資料上段、環境衛生指導費の摘要欄②、廃棄物ゼロ社会づくり推進費については、事業費や貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計7,060万2,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

環境管理課におきまして、資料上段、公害対策費の摘要欄③、一般公害対策費については、貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計9,171万1,000円の減額をお願いしております。

10ページを御覧ください。

消費者政策課におきまして、資料上段、消費者行政推進費の摘要欄②、消費者行政推進費については、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計6,016万5,000円の減額をお願いしております。

11ページを御覧ください。

安全衛生課におきまして、資料下段、環境衛生指導費の摘要欄③、上水道施設整備管理指導費については、共同浄水場整備事業において、共同企業体側から提案された工事費の年割りの変更による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり合計6億2,886万2,000円の減額をお願いしております。

13ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

まず、追加分といたしまして、新たに御承認をお願いする事業について翌年度繰越額を記載しております。

まず、危機管理政策課の危機管理調整費については、後ほど御説明させていただく徳島県事業継続応援金に活用する7億5,000万円を含めた10億円について、繰越しをお願いするものであります。

また、防災センター運営費については、県立防災人材育成センターの地震体験装置の修理について年度内の修理完了が困難なことから、6,105万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、グリーン社会推進課の自然公園等施設整備事業費及び自然環境保全等調査費については、関係者との協議等に不測の日数を要したことにより年度内の事業完了が困難となったことから、合計3,203万8,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、安全衛生課の上水道施設整備管理指導費については、水道管に使用される塗料について品質認証が不正取得されたことが判明し、全国的に資材の供給が一時的に停止されたため年度内の事業完了が困難となったことから、2億6,842万5,000円の繰越しをお願いするものであります。

14ページを御覧ください。

次に、変更分といたしまして、さきに御承認を頂いた事業について翌年度繰越額の変更を記載しております。

まず、危機管理政策課の防災対策指導費については、新型コロナウイルスの感染収束が更に長引く場合に備え、帰省者等向けの事前PCR検査等について、年度を越えて予算を執行できる体制を整えておく必要があることから、繰越しをお願いするものであります。

次に、とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費及びグリーン社会推進課の自然公園等維持費については、関係者との調整等に不測の日数を要したことにより年度内の事業完了が困難となったことから、繰越しをお願いするものであり、変更分を反映した補正後の3課合計の金額は、最下段、右から2列目の欄に記載のとおり14億9,695万6,000円となっております。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、6点御報告いたします。

まず、資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

さきの事前委員会で御報告させていただいた以降の動きについて、御説明いたします。

2月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、13都県に適用中のまん延防止等重点措置の3月6日までの期間延長とともに、新たに高知県に、2月12日から3月6日までのまん延防止等重点措置の適用が決定されました。

同日、本県においても、1日当たりの新規陽性者数が過去最多の330名となったこと、最大確保病床使用率が39.2パーセントとなり、4日連続で35パーセント以上となったことから、第74回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、県専門家会議の御

意見も踏まえ、とくしまアラートのレベル2・感染警戒・後期への移行を決定しました。

2月18日、政府の対策本部会議が開催され、17道府県に適用中のまん延防止等重点措置の3月6日までの期間延長が決定されるとともに、5県については、予定どおり2月20日をもって、まん延防止等重点措置が終了することとなりました。

その後、県内では、資料1別添1にありますように、2月23日に新規感染者数が過去最多の402名となり、一昨日26日は361名、昨日27日は338名と二日連続で300名超となった一方、とくしまアラートに係る最新指標の最大確保病床使用率は、昨日27日に38.0パーセントと4日ぶりに35パーセント以上となりましたが、2月16日以降、昨日と23日の35.7パーセントを除けば35パーセント未満で推移しており、重症者用病床使用率も二日連続8パーセントであるなど、医療のひっ迫度合いは差し迫った状況ではありませんが、保育の場や小学校でクラスターが多発するなど、低年齢の児童が利用する施設を中心に感染が広がっているところであり、引き続きしっかりと対策を講じてまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の2月24日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、1万4,649名の検査を終え、これまでに21名の陽性を確認しており、さきの事前委員会で報告させていただいて以降、新たに7名の陽性を確認しております。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査については、延べ559店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は500店舗となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況(見込み)についてでございます。

さきの事前委員会で報告させていただいたとおり、商工労働観光部において新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業に2億4,700万円を活用することから、今後の危機事象への即応のため合計10億円を確保すべく、同額の積み増しを御提案させていただくとともに、翌年度への繰越しをお願いしております。

次に、資料中段に記載の商工労働観光部の徳島県事業継続応援金につきまして、新型コロナウイルス感染症第6波の影響により、厳しい経営環境に直面している県内の中小・小規模事業者の事業継続を支援するため、緊急的に制度を運用するための経費として7億5,000万円を活用し、支援してまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。

徳島県復興指針に係る事前復興の取組についてでございます。

県では、全庁を挙げて事前復興の推進に取り組んでいるところであり、徳島県復興指針につきましては、今年度末見込みの進捗状況等を取りまとめ、去る2月24日、外部有識者で構成される徳島県復興指針推進委員会において御論議いただきましたので、概要を報告いたします。

事前復興の取組につきましては、県における施設整備、体制整備から、市町村、事業者、県民を含めた人材育成まで、幅広く順調に取り組んでいることを確認するとともに、令和3年度、新たに完了となった消防団協力事業所表示制度の全市町村導入、民間賃貸住

宅の借上基準の作成, 各種融資制度や経営相談窓口の周知, ため池ハザードマップの作成・周知等を加え, 累計15項目が完了したところであります。

また, 新たに重点項目として, ①復興業務への早期着手が可能となる取組, ②復興期間の短縮が見込まれる取組, ③他からの受援が困難であらかじめ備えるしか対応できない取組などの三つの視点から, 全733項目のうち12.3パーセントに当たる90項目について, 特に意を用いて取り組む項目として整理いたしました。

今後とも, 災害列島, 人口減少, そして新型コロナの三つの国難を打破すべく, 全庁を挙げて事前復興の推進に取り組んでまいります。

続きまして, 資料5を御覧ください。

促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子(案)についてでございます。

改正後の地球温暖化対策推進法に基づき, 市町村の再生可能エネルギー促進区域設定を促すため, 国から示される基準等を踏まえ, 法令等に基づき, 騒音, 土地の安定性, 生物の多様性, 眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準を策定するものでございます。

改正温対法における環境配慮基準の位置付けは, 市町村の促進区域設定のための除外エリア, 考慮すべきエリア・事項を定めるものであり, 環境配慮事項として, 自然環境, 地震防災, 景観保全, 農地の保全などを考えております。

今後, 県議会での御論議や環境審議会などによる素案を基に, 市町村や関係機関への意見照会を踏まえ, 来年度6月定例県議会に案をお示しし, 環境配慮基準を策定してまいりたいと考えております。

続きまして, 資料6-1を御覧ください。

徳島県消費者基本計画の改定(案)についてでございます。

本計画につきましては, さきの11月定例会におきまして素案を御報告させていただいたところでございますが, その後, 県民の皆様方からの御意見をお聞きするためパブリックコメントを実施するとともに, 徳島県消費生活審議会での御意見を踏まえ, 計画案として取りまとめたものでございます。

Ⅱ, 基本理念にございますとおり, デジタル社会, SDGsの達成, アフターコロナといった課題を見据えつつ, 県民の皆様の安全・安心な社会づくりの推進のため, 全世代への消費者教育, エシカル消費や消費者志向経営の実践など, 新次元の消費者行政・消費者教育を一体的かつ計画的に推進する新たな羅針盤として策定するものでございます。

詳細につきましては, 資料6-2を御参照ください。

以上, 御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど, お願いいたします。

立川委員長

以上で, 説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

寺井委員

新たな消費者基本計画についてお聞きしたいと思います。

この新たな消費者基本計画については、さきの11月議会の当委員会において素案の報告があったところでございます。

また、今回のポイントである消費者基本計画と消費者教育推進計画の一元化については、今議会の本会議において、知事からもその背景や意義について説明があったところでございます。

先ほど部長から報告を頂いた新たな消費者基本計画の案は、策定に向けての最終段階のものと思われませんが、改めて11月議会での議論の後、どのような経緯を経て今回の計画案が作成されたのかお伺いしたいと思います。

熊尾消費者政策課長

ただいま寺井委員から、11月議会以降の経緯についての御質問を頂いたところでございます。

新たな消費者基本計画につきましては、消費者や事業者、学識経験者等の代表で構成されます徳島県消費生活審議会での検討を経まして、11月議会の当委員会に素案を御報告させていただき、横断的事項として取り組む政策や主なKPIの設定などについて御意見を頂いたところでございます。

11月議会以降の経緯といたしましては、まず、昨年12月からの1か月間、パブリックコメントを募集いたしまして、8名の方から18件の御意見を頂いたところでございます。

その後、11月議会での御論議やパブリックコメントに寄せられた御意見等を踏まえまして、去る2月2日に開催いたしました消費生活審議会において最終取りまとめに向けた御審議を頂きました。

今議会で御報告しております案は、この審議会での御意見を反映させた計画案となっているところでございます。

寺井委員

パブリックコメントでは18件の意見が寄せられたとのことですが、県民の皆さんからどのような意見が寄せられ、また、その意見をどのように計画案に反映したのか教えていただきたいと思います。

熊尾消費者政策課長

ただいま、パブリックコメントに寄せられた意見と計画案への反映の状況についての御質問を頂きました。

まず、パブリックコメントでは、例えば、DXと併せてGXも追記してはどうか、また、GAP認証などのエシカル農産物の具体例を追記してはどうか、より分かりやすい計画とするため写真を入れてはどうかといった旨の具体的な御意見のほか、必要な予算と適切な体制の確保に努めるよう御意見を頂いたところでございまして、それぞれこの度の計画案に反映させていただきました。

また、新計画の推進に当たっては関係機関の協力や支援をこれまで以上に得られるよう尽力してほしい、あるいは高齢者等見守りネットワークの更なる機能向上に努めてほし

い、若者が消費者トラブルに遭わないような施策をしっかりと進めてほしいなど、計画案に対する評価や計画の具現化に期待する御意見を頂いたところでございます。

こうした県民の皆様の声にお応えできるよう、新たな消費者基本計画を羅針盤として、消費者庁新未来創造戦略本部との緊密な連携の下、新次元の消費者行政、消費者教育を計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

#### 寺井委員

議会での議論はもとより、パブリックコメントの実施や審議会の開催を通じて、県民の皆様をはじめ、消費者や事業者、学識経験者などの各界を代表する委員の意見を伺い、その声を計画に反映しているとのことであります。こうしたきめ細やかな対応については評価したいと思えます。

新たな基本計画に位置付けられた新次元の消費者政策の推進に当たっては、計画初年度である令和4年度から、スピード感を持ってしっかりと取り組んでいただくことを期待いたしております。

#### 福山委員

私から何点か質問したいと思えます。

まず初めに、新型コロナウイルス対策について質問させていただきます。

先ほど部長からも御説明がありましたが、最近の県内の感染状況について改めて詳しく説明をお願いします。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、最近の県内の感染状況について御質問を頂きました。

先ほど部長から説明しました資料1の別添1のグラフを御覧いただきながら、お聞きいただければと思えます。

本県では、新規感染者数が過去最多となりました先週23日の402名を記録してから二日連続で200名を下回っておりましてけれども、このグラフには書いていないのですが、26日土曜日には過去2番目となる361名、その次の27日日曜日には、前日から減となったのですけれども、過去3番目の338名となっております。

この表にありますように、2月10日に330名という当時過去最多の人数を記録した後、感染者数は一時的に減少しておりましたけれども、2月11から13日まで3連休がございまして、3連休明けから新規感染者数が連日200名以上という形になっており、その後23日に402名に達したところでございます。

この3連休の期間において人流を調べてみましたら多少の増加がありましたので、これまでのアルファ、デルタといった株でありましたら、2週間後にぱっとピークを迎えていたところがございますけれども、オミクロン株については発症期間が非常に短いという特徴がございまして、こういった影響のために2週間を待たず、この段階で発現したのかなというところであります。実際、全国的に他県でも、秋田、岩手、福井、富山、鳥取などで、この時期にちょうど過去最高となっているところでございます。

その後、26日、27日に二日連続で300名を超える新規感染者が出ましたのは、この23日

に402名が出たことに対する疫学調査を進めた結果、確認された患者がこの期間中にちょうど出てきたのかと思われま

す。それから、この400名超というショッキングな数字を県民の皆さんが見られて、これは検査しなければいけないということで、県がやっている無料検査、あるいは御協力いただいております診療・検査協力医療機関で受診していただき、それで確認されたという方が多くいたためであろうかと考えております。

昨日には、前日から三十数名減少しているところでございますけれども、今後これが続いて収束に向かうのか今の段階では判断できないところでありまして、もうしばらく推移を見守りたいと考えております。

一方、とくしまアラートの判断に使っている指標の最新の数字につきましては、先ほど部長から説明申し上げましたように、最大確保病床使用率については、昨日の段階では38パーセントであります。2月16日以降このグラフを見ていただけたら分かりますように35パーセントをずっと下回っており、23日の35.7パーセントを除けば、35パーセント未満で推移しているところでありま

す。それから、この表の一番下にありますオレンジの点線、これは重症者用病床の使用率ですが、こちらについては昨日で二日連続8パーセント、今は2名の方が入院されているという状況になっておりますけれども、かなり低い水準であります。現在出ている感染者の皆さんの多くは若年者であり、オミクロン株の特徴でありますけれども、無症状あるいは軽症の方が非常に多く、そういう方が大部分と言っても差し支えないということを考えますと、病床のひっ迫についてはいまだ差し迫ったものではないと考えております。

ただ、確かに感染者数が非常に多くございますので、軽症や中等症の患者に対応していただいている医療機関、また保健所のほうでは業務量が増えていることは事実であり、また、都市部で起こっているように基礎疾患があるような高齢者の方々に感染が今後広がっていくことによって重症化が増えていくことが懸念される場所ではございますが、今の段階ではまだ、医療従事者の皆様の献身的な御努力を頂いてということですので、必要とされる方に適切な医療を提供できているという状況でございます。

今回のオミクロン株により本県で新規感染者数が増えておりますのは、他県でも同じですけれども、保育所等の保育の場、あるいは小学校など、低年齢のお子さんが利用される施設でクラスターが発生し、それが急速に拡大するとともに、同居する家族の方にも感染が広がるというパターンが多くなっております。

これに対して、今のまん延防止等重点措置については飲食店への時短要請が中心となっておりますけれども、これは今の感染状況には効果的な対応が期待できない一方で、この重点措置を適用することによって地域経済に非常に負の影響が及んでしまうこともありますので、こういったことを考えますと、現時点では重点措置を適用すべき段階ではないと考えております。

ただ、これから感染者が増えていくのか、減っていくのか、また医療ひっ迫が進むのかといった今後の状況によっては、いつでも重点措置の適用を国に要請できるように引き続き国との情報共有を進めたいと考えております。

福山委員

現在の県内の感染状況についてはよく分かりました。

こうした状況を踏まえて、県としては今後どのように対応を進める方針なのかお伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、今後の対応について御質問いただいたところでございます。

県では、先ほど申し上げましたような感染状況を踏まえ、先週23日に知事の記者会見におきまして、帰省者に向けた事前PCR検査、それから感染の不安のある全ての県民の皆様に提供している無料の一般検査の実施期間を3月末まで延長したところであります。

それに加えて、現在の感染の主流となっている低年齢の児童の皆様を中心とした、家庭や施設、学校での感染拡大を何としても抑え込みたいと考えております。

そのため、先週2月21日から今週3月5日までを、児童等利用施設それから小学校において感染防止対策集中取組期間と位置付け、感染防止対策を改めて徹底するとともに、ワクチン接種を促進することによって、こういった感染拡大を封じ込めたいと考えており、2月11日から保健所等の職員の方、また19日からは幼稚園、小学校等の職員をそれぞれ対象として、接種券なしでも接種ができる特例接種を県主導の大規模集団接種会場で実施しているところでございます。

また、3月からはこれまでワクチンを打っていなかった5歳から11歳までの児童の方々を対象とするワクチン接種、それから保育所等の施設を利用している児童と同居されている家族の皆様と同じように接種券なしの特例接種を勧めるなど、現在全力で対策を進めているところであります。

こういった対策の効果も見極めながら、基本的には今後ともオミクロン株の特性に対応できる対策を講じてまいりたいと考えております。

福山委員

ありがとうございました。

これからも感染状況に的確に対応した対策にしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

全国の状況を見ても、第6波の収束にはもう少し時間が掛かるものと思われまして、また低年齢の児童の感染防止を図ろうとしてもマスク着用が難しいなど、相当の困難を伴うのではないかと思います。さらに、これから年度末に向けて再び人の動きも活発になり、感染が拡大してしまう懸念もあります。

一方で、長年のコロナ禍で疲弊している県内経済を可能な限り回していくことも必要であり、その意味で、さきの重清議員の代表質問に応じて県単独の事業継続応援金が創出され、危機管理調整費の活用により早くも先週から申請受付が始まったことは評価できることとあります。今後とも感染拡大の防止に最大限努力しつつ、可能な限り社会経済活動とも両立をしっかりと図られるようお願いいたします。

次に、先ほど事前復興の取組について報告がありました。

事前復興は、南海トラフ巨大地震が発生したときの速やかな復旧や復興にとって今やるべき重要なものだと私自身も思います。

そこで、改めて事前復興の取組の進捗状況について教えていただきたいと思います。

#### 鈴江事前復興室長

ただいま福山委員から、事前復興の取組の進捗状況について御質問がございました。先ほど部長が報告しました資料4を御覧いただければと思います。

まず、1、進捗状況にありますように完了が15項目、次に順調が718項目、そして遅延がなしとなっております。

この完了項目ですけれども、資料中段に主な完了項目の記載がございまして、そこにありますように、消防団協力事業所表示制度の全市町村への導入や民間賃貸住宅の借上基準の作成、各種融資制度や経営相談窓口の金融機関や市町村等への周知など、これらを合わせて全部で15項目となっております。

それ以外の項目につきましては順調となっております、具体的にどんなものがあるかといいますと、復興計画策定に向けた市町村への支援や被災宅地危険度判定士の確保、平時からの各種団体との連携など、合わせて718項目ございます。

これらから、全体的に見れば事前復興の取組については順調に推進していると考えているところでございます。

今後とも進捗管理をしっかり行い、事前復興の取組を進めたいと考えております。

#### 福山委員

コロナ禍の中で事前復興の推進に苦勞されていると思いますが、順調に進捗しているとの答弁を頂きました。

ただ、多くが完了となっていない状況を見ますと、これからの取り組み方が事前復興が進むかどうかの勝負になると感じました。

特に力を入れて取り組む重点項目を設定することですが、どのように進捗を管理するのかもう少し詳しく教えてください。

#### 鈴江事前復興室長

重点項目の進捗管理についての御質問です。

まず、事前復興の取組をより一層推進するために特に重点的に取り組む項目として、今回新たに重点項目を設定して、さらに、その進捗管理を図ることとしております。

重点項目といたしましては、先ほどの資料中段の下、選定の視点と書いているところでございますけれども、復興業務への早期着手として、被災後おおむね2週間以内の復興業務着手が可能となるもの、例えば災害廃棄物処理や応急仮設住宅の建設などの取組、もう一つは復興期間の短縮として、復興期間がおおむね6か月以上短縮できると見込まれるもの、例えば地籍調査や事前復興まちづくりの計画の策定などの取組、そして受援の困難性として、ほかからの受援が困難であらかじめ備えるしか対応できないものとして、例えばBCPの策定や庁舎、学校等、代替施設整備などの取組、これら三つの視点のうち二つ以上に該当する90項目を選定いたしまして、市町村との連携強化を図るなど、全庁を挙げてスピード感を持って取り組んでまいります。

さらに、これらの重点項目につきましては、一層の進捗管理を図るため「とくしまー0

作戦」地震対策行動計画にも反映するとともに、復興指針推進委員会と地震対策行動計画推進委員会の二つの外部委員会がございますので、そこで委員の方々の意見を聞きながら、しっかりと進捗管理を図ってまいりたいと考えております。

福山委員

更なる事前復興の取組を推進していくためには復旧や復興の担い手となる市町村との連携が重要であると考えますが、今後どのように進めていくのか教えてください。

鈴江事前復興室長

事前復興に係る市町村との連携についての御質問でございます。

まずは、市町村や県民に対して事前復興の意義や重要性を広く知っていただくことが重要だと考えております。

そこで例えば、今年度なのですけれども、防災ラジオドラマのシナリオの公募や復興までの道のりを示す事前復興セミナーを開催するなど、事前復興の啓発、周知活動を行ってまいりました。

また、委員お話しのとおり、事前復興の推進には、地域住民に密着し、復旧や復興の担い手となる市町村との連携が不可欠と考えております。

そこで、去る11月から1月にかけて大学の先生方にアドバイザーとして参加いただき、県南の阿南市や海陽町と連携して、住民参加型の復興まちづくりワークショップを開催し、被災リスクの共有や被災後の生活再建シナリオや市街地の復興構想等の作成など、合意形成の過程を市町村職員や住民の方に体感していただいたところであり、アドバイザーの大学の先生からは、このワークショップの成果を自身が関わっている東京の事前復興の取組に是非紹介したいなど、高い評価を頂いたところでございます。

そこで、このワークショップの成果を県内市町村と共有し、県内全域で事前復興の一層の浸透を図るため、この3月17日に市町村を対象とした事前復興まちづくりワークショップの報告会を実施することとしております。

さらに、来年度はワークショップの取組を発展させて、災害時の自律的な電源確保につながる地域マイクログリッドの視点を取り入れた事業復興まちづくりの推進に取り組む住民などを、市町村と連携して支援していこうと考えております。

今後とも、事前復興が県内全域に広がるよう市町村と連携して取組を推進し、大規模災害後における迅速かつ円滑な復興につなげてまいります。

福山委員

ありがとうございました。

災害対策については、従来からの防災、減災や国土強<sup>じん</sup>靱化に加えて、事前復興の視点が重要であると考えております。

南海トラフ巨大地震は必ず発生するという意識を持って、被災前からあらかじめ取り組むべき事前復興を整理した徳島県復興指針を最大限生かしてもらいたいと思います。

さらに、来年度予算での取組を市町村としっかり連携し、事前復興が県内全域に広がるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、事前委員会で質問しました促進区域に係る環境配慮基準策定事業に関連して、先ほど促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子案が報告されたところですが、この環境配慮基準の内容について伺います。

資料には、改正温対法における県環境配慮基準の位置付けとして、促進区域除外エリアと考慮すべきエリア・事項が記載されていますが、それぞれの内容について御説明ください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま福山委員から、促進区域除外エリアと考慮すべきエリア・事項について御質問を頂きました。

国の促進区域除外エリアは、自然環境保護法に基づく自然環境保全地域をはじめ、法令に基づき範囲が明確に指定されている区域であって、再エネ施設の立地を原則認めない区域であり、市町村はこのエリアを促進区域とすることはできません。

次に、県環境配慮基準の促進区域除外エリアは、徳島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域など、促進区域とすることが適当でないと県が判断する区域であり、市町村はこのエリアを促進区域とすることはできません。

次に、考慮すべきエリア・事項は砂防法に基づく砂防指定地など、法令等に基づき区域指定がされており、その区域指定の目的への配慮が必要な区域、騒音等による生活環境への支障など、環境の保全のための適正な配慮が必要な事項である環境配慮事項を示しており、市町村は促進区域の設定に当たり、環境の保全に支障を及ぼすことがないよう考慮が必要な区域・事項を確認する必要があります。

福山委員

改正温対法における環境配慮基準の位置付けについては分かりました。

それでは、市町村が促進区域を設定するに当たり、環境への配慮が必要な事項があるとのことでしたが、どのような事項を考慮するのか御説明ください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、市町村が促進区域を設定するに当たり、環境への配慮が必要な事項について御質問を頂きました。

まだ案ではございますが、促進区域の定め方等が示された国のマニュアル案では、県は再エネ事業の実施に当たり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全について適正な配慮が確保されるよう環境配慮事項を定めることとされています。

また、環境配慮基準に基づき設定した促進区域では、環境影響評価法の配慮書の手続が省略できることから、環境影響評価法の計画段階環境配慮事項を念頭に置き、環境配慮事項を示すこととされています。

以上の観点を踏まえまして、本県の自然的社会的条件に応じた環境配慮事項として、自然環境、地震防災、景観保全などの事項について幅広く検討してまいりたいと考えております。

## 福山委員

市町村が促進区域を設定するに当たり、環境への配慮が必要な事項については分かりました。

では、どのような手続で県の環境配慮基準を策定するのか、また、スケジュールはどうなっているのか、改めて御説明ください。

## 杉山グリーン社会推進課長

ただいま、環境配慮基準の策定、またスケジュールについて御質問を頂きました。

改正温対法では、環境配慮基準は国の基準及び都道府県の基準の定め方を規定した環境省令を踏まえて策定することとされています。

国の基準及び都道府県の基準の定め方は、昨年末にかけて国の検討会で案が取りまとめられ、令和4年4月1日に施行予定です。

県としては、法令の施行に先立ち、自然エネルギー協議会会長県として全国に範を示すべく、環境省と連携して促進区域の設定の基準となる県環境配慮基準を策定するべく、現在関係各課の職員で構成するタスクフォースを立ち上げ、県環境配慮基準の素案の作成に着手しているところでございます。

今後は、3月中に素案を策定し、環境審議会へ諮問するとともに、市町村、関係行政機関に意見照会を行い、6月に県議会へ案を御報告、パブリックコメントを経て、環境審議会の答申を基に7月に環境配慮基準を策定することを考えております。

## 福山委員

地域の環境を保全しつつ、市町村の促進区域設定の道しるべとなる環境配慮基準を策定するとともに、グリーン社会実現に向けて取組を加速させていただきたいと思っております。

以上で、促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子案に係る質問を終わります。

最後に、当委員会や9月議会の一般質問において、四国のみちの状況や今後の整備方針等について質問を重ねてまいりましたが、県内の四国のみちの通行止めや通行困難な区間について、整備も含めた現状をお聞かせください。

## 杉山グリーン社会推進課長

ただいま福山委員から、県内の四国のみちについて御質問を頂きました。

通行止め区間は2か所ございまして、1か所目は徳島市の景勝地である八多五滝を含む中津峰山越のみちで、2か所の橋が撤去され、通行止めになっています。

管理者である徳島市によりますと、令和3年10月に新たな橋の工事を発注し、今月に完了しており、<sup>しゆん</sup>竣工検査後、3月上旬に通行可能となる見込みでございます。

2か所目は、鳴門市の鳴門海峡を望む渦潮の見えるみちの一部通行止め区間で、ここは<sup>のり</sup>法面の崩落が激しいことから、職員が9月以降継続的に現場を調査し、対策を検討した結果、本格的な<sup>のり</sup>法面工事が必要との結論に至り、大規模な工事となるため、まずは<sup>のり</sup>法面工事等の設計を実施しております。

このため、新たな通行ルートを確保すべく危険箇所を迂回する<sup>う</sup>一時的な代替ルートを環境省と調整しており、地元関係者との協議を経て、3月中旬には通行可能といたします。

次に、通行困難区間は2か所ございまして、1か所目は阿波市を通る山峡からの遍路道の一部で、県職員と市職員が現地確認をしたところ、路面崩壊や倒木が多く補修が大規模になることから、ただいま危険箇所を迂回するルート変更について環境省と調整しており、3月中旬には新規区間での通行を可能といたします。

2か所目は板野町と上板町を通る山寺のみちの一部通行困難区間で、県職員と町職員が実際に現地を調査し、歩行可能であることを確認した後で通行止めを解除し、令和3年5月下旬から通行可能となっております。

#### 福山委員

通行止めや通行困難な区間は年度内には通行可能になるとの説明でございました。今年度も残り僅かですので、しっかりと取り組んでください。

次に、四国のみちの魅力向上に向けた取組について、県民の皆様の御意見をしっかりと伺い反映する必要がありますが、現在までの状況についてお聞かせください。

#### 杉山グリーン社会推進課長

四国のみちの魅力向上には、まず、利用者等の御意見を聞くため、山岳団体等の方々と実際にルートを歩いて調査方法を検討する現地検討会を開催いたしました。

その後、国、市町村をはじめ、ウォーキング・山岳・遍路団体、観光団体などで構成いたします四国のみち魅力向上協議会を設立し、意見の集約を行いました。

協議会のメンバーからは、手軽に利用できる半日コースや遍路道とコラボしたルートの設置、魅力を発信するためコースごとのコンセプトを明確にすること、ルートに応じて年齢層などの対象者を絞り込みPRすることで利用が進むといった御意見のほか、SNSを活用して若者の利用を促す、生態系保護の観点から動植物を守るためのマナーを遵守するようホームページ等で周知する、希少野生植物の盗掘を防ぐためルート付近の写真や位置情報の発信は慎重に行うこと、また、豪雨等で道が荒れたとき速やかに情報を収集して維持管理ができるよう地元のNPO等と連携するといった御意見、修繕計画については、利用頻度の高いルートから順に修繕し、登山道で行っている近自然工法を採用してほしいといった御意見を頂きました。

現在は、四国のみち魅力向上協議会のメンバーである県内のウォーキング・山岳・遍路団体をはじめ、民間団体の協力を得て行っております全24ルートの現地踏査の結果を取りまとめているところでございます。

#### 福山委員

四国のみち魅力向上協議会の状況について御説明を頂き、ウォーキング・山岳・遍路団体などの協力を得て、現地踏査結果を取りまとめているとのことでした。

県内の四国のみち24ルート、320キロメートル全てを整備するのは多くの課題があると想定されているので、メリハリのある整備を行っていただきたいと思います。

魅力のあるところにはしっかりとお金を掛けていただき、ちょっと厳しいなというところは現状維持ということで、今後5年、10年、15年と維持管理にも大分お金が掛かってくると思いますので、本当にメリハリのある整備を進めていただけたらと思います。

最後に、四国のみちの魅力向上のためには利用者目線が重要です。引き続き、協議会などを通じて県民の皆様の御意見をしっかりと伺い、魅力向上に向けた取組を進めていただくよう要望して、質問を終わります。

立川委員長

午食のため休憩いたします。(11時56分)

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質疑をどうぞ。

吉田委員

幾つかお尋ねいたします。

まず、今日の資料で出てきました再エネの促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子案についてお尋ねしたいと思います。

国の基準と県の基準が出てきて、促進区域除外エリアと考慮すべきエリア・事項というのが出てきておりますが、この考慮すべきエリア・事項というのは、今後基準の全体像が見える中で、この考慮すべきというのが一体どういうふうに考慮されるのか。例えば、よその条例で決まっているように、面積要件がついて何キロワットや何ヘクタール以上のものは届出になるというふうに考慮されるのでしょうか。

例えば、今、環境アセスメント法の最中である南部の大型風力発電、那賀・海部・安芸の風力発電事業は、この考慮すべきエリアの中の砂防指定や地すべり防止区域、保安林などに当てはまると思うのですが、そういう案件があった場合に一体どうなるのかというのがこの骨子案からは見えてこないのですけれども、今の時点でそのあたりの御説明ができましたらお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま吉田委員から、環境配慮事項、考慮すべきエリア・事項について御質問いただきました。

まず、規模でございませけれども、これは今後タスクフォースにおいて検討していくこととなりますが、例えば環境アセスメント法の規模が一つの区切りになると思います。また、ごくごく小さいようなものは適用除外になるかと思うのですが、そういう基準については今後早急に検討してまいりたいと考えております。

もう1点、考慮すべき事項ですが、例えば、土地の安定性に欠けるようなところがこの考慮すべきエリアになると思うのですが、きちりと地盤が安定するような措置をとれば設置が可能といったように考慮すべきというものでございます。

吉田委員

考慮すべきエリア・事項の中で、例えば、土地が不安定なところは措置をとればいけるということなんですけれど、そういう県独自の環境配慮基準にするのであれば、今まで

の環境アセスメントと余り変わらないのではないかと感じました。

この基準は、県独自で法律よりももっと厳しくしていただけるということで聞いていたのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

規制に当たって、法令と県については特に条例の根拠が必要になると考えております。

条例等に沿って、このネガティブゾーニングというか駄目なところ、あるいは考慮すべきところを検討してまいりたいと考えております。

吉田委員

繰り返しになりますが、法令や条例できちんとやるというのであれば、県独自の環境基準を新たに設けるということなどへの期待が少し外れるような気がしております。

そのところは今後のタスクフォースで議論になると思いますので、本当に開発から除外すべきところがしっかり除外されるような環境基準になるように見守りたいと思いますけれども、その点についても担当課としてしっかりと議論の中に加わっていただきたいと要望します。どうでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

促進区域の設定に当たりましては、まずネガティブゾーニングというか駄目なところ、あるいは建てるのに考慮が必要なところを決め、その後に残ったところから市町村が促進区域を設定するという手順でございます。

特に、このネガティブゾーニングに関しては全国一律的なものであり、なかなか独自色は出しにくいものと考えておりますので、その後の促進区域の設定に当たって、市町村を積極的に支援し、正に本県の独自性というものを出していきたいと考えております。

吉田委員

県の考え方は分かったのですけれども、独自の条例を制定している他の都道府県の例も前の質問で取り上げさせていただきました。

そういうところに準じるというのは少し変な言い方なんですけれども、そういうふうに独自に頑張って基準を出してくださっているところの例もありますので、そこも踏まえてしっかりと議論してくださるよう要望します。

続きまして、この再生可能エネルギーに関連して1点、石炭火力発電所のことが気になっていて、まだ一度も取り上げておらず、最後の県土整備委員会なので取り上げさせていただきます。

県が2050年再生可能エネルギー50パーセントというのを挙げられていて、企業局関係で山田委員からも、現在水力発電がその2割を占めているということで質問があったのですが、今の県の再エネ率は32.2パーセントということですのでけれども、この数字の出し方について分子、分母はどういうふうな数字になっているのかお聞きします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、県の電力自給率について御質問を頂きました。

電力自給率は、分母を県の電力需要量、分子を自然エネルギーによる発電量としております。

吉田委員

分母が県内で使用する全ての発電量で、分子が県内にある再エネで現在発電している発電量ということです。

そうだろうと思ったのですけれども、大きな火力発電があります。これは、東日本大震災の後、原発が全部停止した後も私たちの生活を、電力を支えていただいたということで、その点は非常に有り難く思っているのですけれども、先日のCOP26でも世界的な合意が得られたように、今後は石炭火力発電所は縮小の方向ということで議論されているのは御存じだと思います。

そんな中、徳島の再エネ率が32.2パーセントという数字を考えたとき、再エネの電力量は使っている電気全部のうちの32.2パーセントなんですけれども、J-POWER、電源開発株式会社と四国電力の運営する石炭火力発電所の発電量というのは分かりますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、阿南市橘町にごさいます電源開発と四国電力の石炭火力発電所の発電量について御質問を頂きました。

ホームページ等でいろいろ調べてみたのですが、年間発電量は公表されていなかったところでございます。

吉田委員

先ほどの32.2パーセントの分母に当たるデータなんですけれども、2016年の徳島県の電力使用量のデータでは、人口や産業の関係で全国42位、20.2億キロワットアワーという電力使用量が出ています。

先ほど数字が分からないということだったんですけれども、阿南の発電所の規模は280万キロワットなんです。電力のひっ迫ということではほとんどフル稼働のような状態ということをお聞きしてしまして、稼働率を50パーセントと低く見積もった仮定としても、大体の数字で年間120億キロワットアワーを発電しているということになります。

こう考えた場合、今、県が試算していらっしゃるように分母を約20億キロワットアワーとして、再エネを頑張って増やそうということで再エネの値を分子に持ってきて32.2パーセントとおっしゃっているのですけれども、火力発電所のほうを分母にした場合、県内で使っている電力使用量を大きく超えているということです。

全国的な電力使用量の中でも2020年のものを調べてみたのですけれども、今、ウクライナのことが大変憂慮されているのですが、天然ガスが一番多くて日本全国で発電している電力の内訳の39パーセント、石炭が31パーセントで、再エネは19.8パーセントなんです。だから、日本の今の再エネの需給率は19.8パーセントなんです。

これに準じて徳島県を考えた場合、まだ圧倒的に火力発電が多くて、先ほどの私の

50パーセント稼働率の石炭火力発電とした場合、今、徳島で生産されている全てのエネルギーの中で再エネは6.1パーセントということです。

どうしてこういうことを取り上げたかという、県として再エネを増やしていこうということで今は32.2パーセント、これを50パーセントにしていこうという目標の置き方はそれでいいと思うのです。

一方で、今、本当に徳島県で生産されている全体の電力のうち再エネは6.1パーセントで、世界的にやめないといけないと言われている石炭火力発電が多くを占めているという現実があります。そんな中で、民間企業のことを県がとやかくは言えないところもあると思うのですけれども、県としてしっかり石炭火力発電への思いを持って、今後どう取り組むのか考える必要はあるのではないかと感じて質問しています。

このあたりの県の見解はいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、石炭火力発電所に関する県の見解について御質問を頂きました。

委員がおっしゃったように、阿南市橘町には電源開発と四国電力を合わせて280万キロワットの石炭火力発電所がございます。

先ほど発電量等はホームページで見付けられなかったのですけれども、NPO法人気候ネットワークによりますと、2017年度のJ-POWER、電源開発の温室効果ガス排出量が1,183万トンでかなり多いということでございます。

J-POWERでは、2050年カーボンニュートラルを目指して、J-POWERブルーミッション2050というのを掲げ、再エネの新規開発150万キロワットとともに、石炭火力発電につきましては、老朽化施設のフェードアウト、バイオマスやアンモニアの混焼、二酸化炭素回収貯留技術による石炭由来のCO<sub>2</sub>フリー水素を使った水素発電など、電源のゼロエミッション化に取り組むとしております。

また、四国電力グループにおいても、2050年カーボンニュートラルへの挑戦を掲げ、再生可能エネルギーを主力電源とするための新規電源開発とともに、石炭火力発電については、高効率火力の有効活用、非効率火力のフェードアウト、水素、アンモニアの混焼、専焼、二酸化炭素回収貯留技術の活用やカーボンリサイクル技術の検討、活用などによる脱炭素化を進めていくとしております。

県としましては、こうした取組を注視していくとともに、企業の温室効果ガス排出抑制に効果的であると言われている炭素税や排出量取引制度によるカーボンプライシングの導入について、徳島発の政策提言や本県が会長県である自然エネルギー協議会からの提言により、引き続き国に働き掛けてまいりたいと考えております。

吉田委員

四国電力やJ-POWERも、それぞれ脱炭素に向けた計画を持っていらっしゃる、取組があるということでお伺いしました。

この中で、今、申されました石炭火力発電へのアンモニアや水素の混焼なのですけれども、それは完全にできたとしてもCO<sub>2</sub>を2割削減するだけのものと聞いております。

やはり大きく削減することが必要なので、この両社の再エネへの新規開発やほかのもろ

もろの事項が更に急がれる必要があります。

そういう意味でも、先ほど質問しました県の開発の環境基準をしっかりとしたものにした上で、J-POWERや四国電力に再エネに参加していただく。J-POWERは県内ではないのですが、四国電力は特に四国の県内の企業ですので、洋上風力発電を含めた県内の新たな開発に資本参加していただき、企業の活性化、経済的な下支えとなるように参加していただきたいと思っています。

こちらのほうも先ほどの質問と併せて、アンモニアと水素の混焼では2割しか削減できないということもしっかり認識していただいて、機会がありましたら県としての御意見、先ほど国のほうに炭素税やカーボンプライシングについて言っているということでしたが、非常に大事なことと思いますので、引き続き国への要望の際にもよろしくお願ひしたいと思っています。

もう1点、脱炭素ロードマップについてお聞きしたいと思っています。

前の委員会でも出したのですけれども、温室効果ガスを出している要因を、大きく分けて電気、運輸などの車からの排出、もう一つ大きな熱としての排出を挙げさせていただいたと思います。

ロードマップが完成しまして、やはり熱政策というのが余り書かれていなくて、今後の10年でとても大事な部分になっていくと思いますので、熱政策について今後どう取り組まれるのかということをお聞かせください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま吉田委員から、ロードマップにおける熱利用について御質問を頂きました。

2050年のカーボンニュートラルに向けては、給湯や冷暖房、自動車、製鉄などについてできる限り電化を進めるとともに、省エネの徹底、自然エネルギーや水素エネルギーによる電力の脱炭素化を図る方向で進められておられると思われ、県版・脱炭素ロードマップもそういう方向に沿っております。

一方、化石燃料は電力だけではなく、委員がおっしゃるとおり熱利用において大量に使用されており、このことは9月委員会でも御質問いただいたところでございます。

熱利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は、総排出量の4割程度を占めるものと見込まれており、2050年カーボンニュートラルに向けましては、電力の脱炭素化とともに、化石燃料を使用する熱利用においても脱炭素化を図っていく必要があると認識しております。

熱利用の脱炭素化には、熱の供給源を化石燃料から太陽熱やバイオマスに置き換えることが重要であると考えております。

太陽熱は、従来から認知されている給湯や暖房に加え、現在では冷房にも利用できる設備が実用化されており、太陽光の発電利用に比べて、設置が安価でエネルギー効率が低い、軽量で建物への負荷が少ないなどのメリットがございます。

また、木質バイオマスボイラーは、大気中の炭素を吸収した木材を燃焼させるカーボンニュートラルな設備として、伐採時に放置されてきた根元や梢などの未利用材、それから製材の過程で生じる端材などを有効活用できるメリットがあり、一部の製材工場や温泉施設などで利用されております。

こうした設備については認知が進んでいないことが課題となっており、県では、自然エ

エネルギーの活用人材を育成するとくしま自然エネルギービジネスマイスター講座に木質バイオマスボイラー導入施設の実地見学を盛り込むなど、普及啓発を図っております。

また、本県が会長県を務める自然エネルギー協議会において、太陽熱やバイオマスなどの自然エネルギーを活用した熱利用の積極的推進を提言しておりますが、引き続き提言してまいりたいと考えております。

さらに、県内にはバイオマスボイラーに強みを持つ民間団体もございますので、こうした団体や市町村とも連携を図りながら、バイオマスボイラーの活用をはじめ、熱利用に伴うCO<sub>2</sub>排出の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

排出の4割を占める熱について、化石燃料から太陽熱やバイオマスに置き換えていくという政策を推進していただけるということで、その熱利用に関連して建物のZEB化やZEH化にも取り組んでいただけるということで、目標値も定めていただいたのはよかったと思っています。

今、熱利用を得意とする民間団体との連携とおっしゃったのですけれども、具体的に何かありましたら教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

例えば、徳島地域エネルギーというところが兵庫県においてバイオマスを活用した取組を進めておると聞いております。こうした事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

吉田委員

ありがとうございます。

今後見守っていきたいと思います。

あと、県土整備部関係で少し発言したのですけれども、今度整備されるオロナミンC球場に太陽光発電を設置するということについて、今後公共施設を造る上で必ず検討してできるだけ付けるという方針を示されていたと思うのですけれども、それについては何かありますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

オロナミンC球場については具体的な協議は行っていないところであります。

吉田委員

今後は行っていくのですか。

杉山グリーン社会推進課長

太陽光発電が設置可能なようでありましたら、当課としてもできるだけ設置していただくように働き掛けてまいりたいと考えております。

## 吉田委員

県土整備部関係の委員会でも言ったのですけれども、再エネの視察のため個人でドイツに行ったことがあります。向こうのサッカー場などにはみんな付いていたので、できるだけというか必ず付けていただきたいと要望しておきます。

続きまして、もう一つの質問に移ります。

ゲノム編集食品について前の委員会でも取り上げさせていただいたのですけれども、昨日、ゲノム編集食品をテーマとするリスクコミュニケーションのフォーラムが県主催で行われたようなのですが、これに関して参加者の状況やフォーラムの内容について御報告をお願いします。

## 都築安全衛生課長

ただいま吉田委員から、昨日行いましたリスクコミュニケーションの概要について御質問を頂きました。

今回、ゲノム編集食品をテーマにさせていただきましたが、その背景としましては、昨年ゲノム編集されたトマト、マダイ、トラフグの販売が開始されたことにより今回の題材とさせていただいたところです。

ゲノム編集技術応用食品につきましては、昨日のリスクコミュニケーションでも話がありましたが、農業の高収益化、就労環境の改善などを通じまして、雇用の確保や地域創生を実現するための手段としても期待されている一方、外来の遺伝子が残存しない等の条件を満たせば国の安全性審査、ゲノム編集食品である旨の表示の必要がないことから、不安を持たれている消費者も多くいると聞いております。

本県としましては、食の安全・安心の確保を図るために消費者と事業者などの相互理解を促進するリスクコミュニケーションの場を提供することが重要と考えており、今回企画したところ、今のところ会場で34名、オンラインで約70名の参加がございました。

内容については、まず基調講演として、研究者の立場で大阪府立大学の小泉先生、トマトの開発者の意見としてサナテックシードの住吉さん、マダイの開発者の意見として京都大学の木下先生にお願いし、ゲノム編集食品に関する最新情報や雇用の確保、地域創生など、生産者へのメリットを交えながら分かりやすく御講演いただいたところであります。

その上で、公開ミニ講座では、ゲノム編集食品に関する疑問や不安の主な要因につきまして、それらに対する科学的な説明に関して消費者に分かりやすく御理解いただけるよう、消費者役、リスクコミュニケーター、専門家等のやり取りを聞いていただきました。

さらに、参加者による自由討議の場では、参加者から、ゲノム編集効果の程度やある特定の遺伝子を破壊することによる予期せぬ効果の有無などについての質問があったところであります。

本県としましては、今回のリスクコミュニケーションに対する御意見、御感想も参考にしまして、引き続き、消費者の疑問点について聞き取り、丁寧に答える相互理解を促進するリスクコミュニケーションを積極的に活用し、消費者の不安要素の把握と払拭を実施してまいりたいと考えております。

## 吉田委員

まず、この問題について消費者と開発者の相互理解のためにこういうフォーラムをしていただいたということには感謝を申し上げます。私自身もウェブで参加して理解を深めることができました。

それで、知人が何人も参加していて、その感想が私のところに五、六件届いているのですが、皆さん理解は深まったのですけれども、第2部で参加されていた消費者役の方たちも最終的におっしゃっていたように、理解は深まったけれども、まだ少し不安が残っていると皆さんおっしゃっていました。

それを考えたときに、今回は科学的立場ということで開発者の会社から2名、それと基調講演が小泉先生ということで登壇していただいていたのですけれども、違う立場の専門家の方を一人でも呼んでいただけたらよかったのではないかという意見がほとんどの人から出ました。

それと申しますのも、今ここに持っているのですけれども、これはネットから誰でもダウンロードできるように公開されていますが、「ゲノム編集—神話と現実」という冊子があります。

これは、ヨーロッパ議会、EU議会の会派である緑の党と他会派が出版したガイドブックでして、分子遺伝学者の専門家のアドバイスもあって、多くの科学論文を参考にしていて、この参考論文も全部ネットで英語で見られるように出ているのですけれども、この中には昨日の専門家の先生がおっしゃっていたことをほとんど全部覆すようなことが書かれているのです。

神話というのは、昨日書かれていたこれは大丈夫ですよということに対して、現実はどうですよということが書かれています。

欧州議会が出た資料ですので、どこの何か分からないものではないですし、私たちは専門家ではないので、そっちの偉い先生がこう言っていて、でもこういうのもあるとなったときに判断が付かないわけなんです。だから、両方の意見を聞きたいということが皆さんの意見だったと思います。

これは、きちんと読んでいらっしゃる方は参加者の中には少なかったかもしれませんが、私を含め何人かはこれを読んでおります。

昨日の企業のサナテックシード社やリージョナルフィッシュ社の開発への思いは、先ほど都築課長が御答弁されたように、農林水産業のため、また世界的な人口増加に向けてこれからたんぱく質が不足してくるので、それに貢献したいという研究者の思いなどはよく伝わってきました。

トマトに関する交雑に対しても、自家受粉なのでトマトに関してはほかのところの環境と交雑しないということも分かりましたし、安心した部分もあるのですけれども、やはり少し不安は残るので、今後、こうした両方の科学者の意見を議論したり、それを私たちが見れたり、是非リスクコミュニケーションとして続けていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### 都築安全衛生課長

我々が取り組んできましたリスクコミュニケーションは、平成29年度から行ってきたのですが、消費者がネガティブなイメージを持つものをあえて題材としてやってきました。

今まで健康食品であったり、食品添加物というのをやってきた中で、今回、今話題となっているゲノム編集食品を取り上げたところなのですが、科学的な立場もあったり、それぞれの考えがあったり、1回で済ませるのではなく今後続けていくことにより、それぞれの意見を押し付けることなく、互いが理解できるような形にすることがベストだと考えておりますので、委員の意見も参考にしながら、今後のリスクコミュニケーションを更に発展させていきたいと考えております。

#### 吉田委員

正にそれがリスクコミュニケーションだと思うので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、昨日のお話とは違って、ゲノム編集は従来の遺伝子操作と同等のリスクを用いるので同じ規制を掛ける必要があると、EUの欧州裁判所では2018年に判決を出しているそうです。

こういうことを考えても、昨日の人は一方のほうだけだったかなということを感じましたので、次回から、是非引き続き県のその姿勢に基づいてしっかり取り組んでいただきたいと思います。と要望して、終わります。

#### 山田委員

私からも数点聞きます。

まず、福山委員からも出ていた、まん延防止等重点措置の問題についてお伺いします。

2月10日に330人出たときにまん延防止等重点措置を総合的に検討するというふう知事が言われ、そして23日に402人に増えたけれども、先ほども出ましたが、病床ひっ迫等々のこともあり重点措置は要請しないということになりました。

昨年5月もそうでしたけれど、まん延防止等重点措置の評価は別として、県がまん延防止等重点措置を検討してもなかなか実現していないということがあるので、総合的に検討した中身を言ってほしいというのが一つあります。

それと、先ほど永戸課長から検討は続けていくと言われていますが、どういう状況になったら国に対して本格的なまん延防止等重点措置を要請していくことになるのかということについて、端的に結構ですからお答えください。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、2点御質問を頂きました。

まず、まん延防止等重点措置の要請に関する検討状況でございます。

先ほど福山委員からの御質問に答えさせていただきましたように、2月10日に330人、そして23日に402人という大きな数字の新規感染者数が出ておりますけれども、一方、病床の利用率については、一つの目安となる最大確保病床使用率35パーセントを決定的に上回るような水準には達していないという認識が一つあります。

もう一つは、先ほども申し上げましたように、今のまん延防止等重点措置は飲食店に対する制限が中核を占めているような制度でございます。今、本県の低年齢の児童で感染が広がっているような状況に本当に適合するのか、実際に飲食店では全くクラスターが出

ておりませんので、いたずらにまん延防止等重点措置を掛けることによって、飲食店に必要な過度な行動制限を掛けて、県内経済を更に冷やしてしまうようなことは避けるべきではないかといった観点等々を総合して判断いたしました。

どういう状況になったら、まん延防止等重点措置の適用を要請するのかということをございますけれども、昨日も知事が記者会見で答えておりましたように、今の国の考え方からしても新規感染者数よりも病床のひっ迫状況を重視するという観点から、まずはそこを注視するとともに、当然、病床のひっ迫状況だけを見るのではなく、コロナ病床以外の医療機関の負担の状況、また新規感染者数が今以上に爆発的に増えるということもあり得ると、いろいろな状況がありますので、こういう状況になったら掛けるということは明言できませんけれども、これまで申し上げましたような状況を総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

#### 山田委員

今言われたのでは、県民の皆さんに説明する場合に非常に分かりにくい説明なのです。

去年もまん延防止等重点措置を検討して要請しかけたけれど、駄目だった。今回もしかけると言った。しかし、結果的にはしていない。そのことによって、去年の5月の段階はその後急速に下がったのですけれども、その後は昨日、一昨日と300人台が続いて、今日は223人ということですが、日曜日の明けなのでこの数字がどうかという点もあることから見たら、やはり県民の皆さんも非常に気にしているところなのです。

しかし、2月10日時点では、徳島県よりもすごい奈良県もまん延防止等重点措置の対象になっていたのですけれども、ここは荒井知事がまん延防止等重点措置はしないということで、しない奈良県、検討する徳島県ということで、関西ローカルのニュース番組でかなり議論されたというか報道された点があるのです。

これについてももっとゆっくりと議論したいのですけれども、更に前に進みます。

今、第6波の出口に向かって徐々に歩み始めているということで、政府は危機感が過ぎ去ったかのような発言をしていて、非常に気になるのです。

このことに対して、県は同様の認識を持っているのかという点、また、私が心強く思ったのは、全国知事会が2月15日に、国のこの見方と違って、現在の危機的状況を国民に正しく認識させるように国として強く発信してほしいなども含めた緊急提言を出しました。

そこで、県の認識と全国知事会の発信の中身について御報告ください。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、国の姿勢と国に対する全国知事会の提言等についての御質問を頂きました。

まず、国の状況ですけれども、先週ぐらいの段階では、国のアドバイザーボードのほうでも、ピークは越えたのではないかというような議論がされておりました。

実際の数字でも、1週間平均の今週前週比、新規感染者数の発生のトレンドを示す指標を見てみますと、確か2月中旬から1を切っている、すなわち減り始めている、全国的にそういう数字が出ておまして、確かに今の段階におきましてもずっと1を下回っておりますので、一貫して減少傾向にあるのは間違いないところでございます。

その一方、全国的にはなかなか第5波のときのように落ちないという事実がございまして、高止まりしているという状況にあり、その中で、政府も現在31都道府県に出ているまん延防止等重点措置を3月6日に全部打ち切る方針でいたようですけれども、それが不透明な状況になってきているというようなどころがあります。

全国的にはそうした状況なのですけれども、2月15日に全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部がまとめました政策提言の中には、委員のおっしゃるように、危機的状況が国民に正しく認識されるよう国として強く発信することと提言しているところがございます。それはそのとおりでございます。

危機的状況が国民に正しく認識されるようということは、今がものすごく危機的状況にあるというよりも、より現実的に今のオミクロン株の感染状況に応じたような対応、実態を国民に認識してほしいという趣旨がかなり強いのではないかと思います。

先ほど申し上げましたように、今の感染状況につきましては、徳島県では低年齢の児童から家庭に染み出して、家庭からまたほかのところに移っていくといったように、これまでとは非常に違うパターンでありますので、そういった新たなパターンを国民にきちんと知ってほしいというニュアンスがかなり強いものだと思います。

#### 山田委員

分かったような分からないようなので、なかなか頭の整理が付かないのですが、更に具体的に聞きたいのです。

先ほども直近1週間の10万人当たりの感染者数とあって、毎日のようにいろいろ報道されております。

徳島県が全国で一体どれぐらいの位置にあるのかという点、あわせて本県の死者数、昨日も一人出て74人ですか、人口100万人当たりの死者数は全国中位クラスというふうに思うのですけれども、この状況について御報告いただけますか。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、新規感染者数の今週前週比の状況、それから死亡者数の状況について御質問を頂いております。

まず、今週前週比でございますけれども、先ほど申し上げましたように全国的には2月中旬、正確に言いますと2月12日あたりから1を切っております、その後ずっと1を下回る状況となっております。

本県の状況につきましては、直近で申し上げますと、昨日の数字で1.19倍ということでまだ1を切っていない状況でございますが、2月17日、18日ぐらいまでは毎日ずっと減少傾向にあり、一旦1を切っていたのですけれども、それがここ最近で再び感染者が増えてきたことにより、一時は1.3を超えたのですが、そこから3日ぐらい連続で減っております、今は1.19というところでございます。

これからもこのペースで落としていけるよう対策に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、死亡者の関係でございます。

保健福祉部の所管になりますので、余り詳しいことは申し上げられませんが、私の知っ

ている限りの情報をお伝えさせていただきます。

まず、本日までに県内で新型コロナウイルス感染症の関係でお亡くなりになった方については74名となっております。

全国的な状況でございますけれども、最新のものではありませんが、2月22日段階の報道機関の公表による感染者数に占める死亡者の割合につきましては、率にして0.82パーセント、全国順位では3位ということでございます。

一方で、人口10万人当たりの死亡者数を見ますと10.03人ございまして、全国順位としては20位となっており、全国平均が17.45人、徳島県が10.03人ですので、相対的に見ますとこれが多いとは言えないと考えております。

#### 山田委員

死者数については今言ったようなことがあるのですけれども、香川よりも高いし、直近1週間の分は高知より高いという状況があります。

事前委員会でも少し聞いたのですけれども、今後の危険性の問題としてステルスオミクロンの問題があつて、他県でも福島県で7例、東京都で30例、静岡県で十数例など、各県でそういう状況が報告されていますが、現瞬間において徳島県はどうか。

また、専門家からも、このBA.2は感染力が非常に強く、将来的に絶対に警戒しておく必要があるということなのですけれども、徳島県はどのような対応をしているのか。併せて端的にお答えください。

#### 永戸危機管理政策課長

ただいま、オミクロン株の別系統であるBA.2について御質問を頂きました。

前回の委員会でも御質問いただきましたように、このBA.2の特徴としては、普通のオミクロン株より感染力が20パーセント弱強い、それから症状については、オミクロン株同様に重症化はしにくいのではないかとというような報告が来ているところでございます。

本県におきましてはオミクロン株のBA.2が確認されたという情報は、まだ頂いておりません。

私もまだ詳しいことはよく分かっていないのですけれども、BA.2についてはゲノム解析の中でチェックできるようになっておりますので、対象となるような株が出ましたら検査に引っ掛かってくると思います。

#### 山田委員

まだいろんな聞きたい点があるのですが、最後に坂東危機事象統括監にお聞きします。

今日、全国知事会のことを言いましたけれども、全体の状況として、政府の全体的な戦略が非常に欠けているということで対策の全体像を示してほしいと知事会のほうからも言われている点もあるのですが、そういうことや今後の徳島県の取組の力点等々、また現状の感想も含めて発言してください。

#### 坂東危機事象統括監

徳島県の現状、それから国における戦略の欠如というお話がありました。

今回のオミクロンに限らず、これまで第6波と申し上げておりますが、それぞれに置かれている状況は異なっていると考えております。

例えば、第4波までであればワクチンの接種がほとんど進んでいない状況の中での感染対策という話でしたけれども、第5波に関してはワクチンが一定程度国民の間にも普及をしてきた中でのものであったと。今回の第6波に関しては今ブースター接種というものを進めておりますけれども、それと感染力は強いけれども重症化はしにくいということもあります。

感染力についてはいろんな報道があるのですが、例えば重症化しにくいという部分に関してはある程度冷静に見ていく必要があるのではないかと考えております。

それが医療のひっ迫というもので、国において、昨年(2022年)の第5波の収束の後、我々がステージと呼んでいたものをレベルというふうに改めましたけれども、そのときに指標が一つ大きく変わっておりまして、例えば新規感染者ではなく病床、医療のひっ迫度に重きを置いた評価をしていこうと、今、全国的にそういった方針を立てて臨んでいるところでございます。

現状につきましては、新規感染者が一定数出ており、第5波のようなクリアカットな収束というものはまだ見えていないということは確かにありますけれども、数に関して言いますと、例えば330人など、いろんな数字が出てきておりますが、それは飽くまで最大瞬間風速的なものになっております。

それに関して、我々としては1週間の移動平均を取ってみたり、いろんな統計的な解析、分析を進めております。

これにつきましては、これからも更に精緻なものを進めていきたいと思っておりますが、例えば変異株、今はB A. 2が言われておりますが、相手はウイルスですので、今後についても当然どんどん変異していく、それがどういうふうな方向に変異していくのかはまだ分かりませんし、その変異株がどういうふうな特性を持っているかということについては、我々も常に、保健福祉部を中心にですけれども、国又は国立感染症研究所等との情報共有を図っております。

そういう中で、常に新しい情報、エビデンスに基づくことが感染症対策としては非常に重要なものだと思っておりますので、数字ももちろん大事なのですが、数字だけではなく、医療のひっ迫であったり、相手にするべきウイルスがどういうものなのかということについての分析も常にやり続けていかないといけないと考えております。

現在どうかという話について、特にこうですというのはないのですが、傾向というものは日々どんどん変わっておりますので、常にそういった分析を行っております。

今回の第6波に関しても、子供が大きなターゲットとなっていることが今までと大きく違うところで、これは今年に入ってから約2か月で感染のトレンドが大きく変わっているということは広く認識されていると思っておりますけれども、こういったトレンドがどんどん変わっていて、これから春に向けていろいろな変化が出てくると思っております。

そうしたものについて、昨年度、例えば人流がどうだったかということもありますが、1年という一つの比較するべきシーズンを我々も捕まえておりますので、その中で参考にしながら、新しく対すべき相手についての分析を進めてまいりたいと考えております。

## 山田委員

これについては引き続き注目していきたいと思います。

次に、気候危機の問題についてお伺いします。

グラスゴー気候協定の中身を杉山課長から語ってもらおうと思っていたのですが、世界的に平均気温上昇を1.5度未満ということを確認したのと、先ほど吉田委員からも出た石炭火力発電については廃止の方向へということが明確に言われたという点があります。

石炭火力発電の問題で、先ほど杉山課長から気候ネットワークの状況が出されましたが、補足的に言ったら、2017年のCO<sub>2</sub>排出量上位30事業所のうち、石炭を燃料とする火力発電所は23事業所あるそうです。

気候ネットワークの調査によると、電源開発株式会社、四国電力のいわゆる橘湾火力発電所の排出量は、先ほども出ましたが1,183万トンで、実は日本全体の排出量の約1パーセントを占めているのです。そして、この石炭火力発電所23事業所の中で橘湾は10位と非常に大きいのです。

答えは求めませんが、そういうふうな点もあるので、先ほどアンモニアとの混焼や何とかいうのがいろいろと出ましたが、技術的には全く確立していません。吉田委員からも出たいわゆるCO<sub>2</sub>削減量もということもあるので、それもしっかり見た上で、この石炭火力発電については県としても正面から取り組むべきだということだけ申し上げて、質問に入ります。

一つは、2021年完成の温暖化対策推進法によって地方公共団体実行計画の策定義務が広がって、区域施策編は策定の努力義務という状況も書かれていましたが、なかなか市町村でも進んでおりません。

しかし、中小の市町村は自然の豊かな地域が非常に多く、再エネのポテンシャルも非常に高いということがあるので、この再エネ導入推進のための計画づくりは本当に大事な取組だと思います。

そこで、今の現状と進んでいない原因と対策について端的にお答えください。

## 杉山グリーン社会推進課長

ただいま山田委員から、地方公共団体実行計画について御質問を頂きました。

まず、県内の現状でございますが、県内24市町村のうち地方公共団体実行計画の区域施策編が策定されているのは7市町村でございます。

県版・脱炭素ロードマップでは、重点施策である自然エネルギー最大限導入の具体的な取組として、先ほどの報告事項でもありました改正温対法に係る促進区域の設定など、市町村の支援を掲げております。

県としても、2050年カーボンニュートラル実現のためには市町村の取組が非常に重要であると認識しており、地域と共生し、地域を豊かにする再エネの開発立地を促進する区域である促進区域の設定を推進するため、全国に先駆け県環境配慮基準を策定するとともに、その後の市町村が行う促進区域設定に向けた調査や地元の合意形成などにつきましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

そのほかにも、事前復興に資する地域マイクログリッド構築や庁舎への再エネ電力の導入、また電動車を活用するゼロカーボン・ドライブ、さらにゼロカーボンシティ宣言、脱

炭素先行地域の指定に係る支援なども積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、計画策定が進んでいない理由の一つに、ノウハウや人材、マンパワーに不足があると考えております。

そのため、市町村において脱炭素化をけん引する人材の育成も必要と考えておりました。徳島県地球温暖化防止活動推進員による脱炭素対策の実践や普及、脱炭素マイスターの育成、学生地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ、気候変動適応推進員スキルアップなどにより、地方公共団体実行計画区域施策編の策定を支援してまいりたいと考えております。

#### 山田委員

時間の関係もあってまとめて聞くようになりますが、一つは今も出てきた脱炭素先行地域の設定について、新年度は国のほうで200億円が計上され、2030年までに少なくとも100か所と言われてはいますが、徳島の状況はどうかというのが1点あります。

2点目に、さきに質問した県内の戸建て住宅に対する太陽光発電設備の設置状況について、谷本部長からも答弁いただきましたけれども、現在の設置率についてお聞きします。

それと、答弁は頂いたのですけれども、ZEH等々の説明はあって、重点施策に盛り込んでいるというような答弁はあったのですけれども、これを今後どうするのか。

既に長野県では既存住宅のエネルギー自立化補助金、また谷本部長からも話が合った共同購入をセットして進めているという取組も全国ではあるようですけれども、徳島県ではどうするのかという点について端的にお答えください。

#### 杉山グリーン社会推進課長

ただいま山田委員から、脱炭素先行地域、それと本県における住宅用太陽光発電設備の設置率等について御質問を頂きました。

まず、脱炭素先行地域でございます。

脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向け、民生部門、家庭や業務の電力消費に伴う二酸化炭素の排出実質ゼロ等を実現する地域のことで、昨年6月に策定された地域脱炭素ロードマップにおいて、2030年度までに少なくとも100か所創出するとされています。

これは公募方式になっておりまして、第1回公募が令和4年1月25日から2月21日に実施されており、応募件数が79か所で、今後は令和4年5月ぐらいをめどに20から30か所を選定すると聞いております。

本県につきましては、この第1回公募に応募した市町村はございませんが、今、幾つかの市町村から、次回以降の公募に向けてということで具体的に相談を受けておりまして、自治体名は言えないのですけれども、県内にもそういう動きがあるということだけお伝えしておきます。

次に、住宅用太陽光発電についてです。

徳島県内の戸建て住宅の総数ですが、5年ごとに総務省において実施される住宅・土地統計調査で公表されておりまして、最新の平成30年度のデータでは約21万5,900戸でございます。

これは住宅用太陽光発電の設置とは少しずれるのですけれども、平成30年度までにFIT認定された10キロワット未満の太陽光発電が約8,000件で、これはほぼ住宅用太陽光発電と思われますことから、県内の戸建て住宅に対する太陽光発電の設置率は約3.7パーセントとなります。

なお、太陽光発電の設置に向いていると考えられる耐震化された戸建て住宅は約16万6,000戸であり、これを分母とすると太陽光発電の設置率は4.8パーセントとなります。

続きまして、住宅用太陽光発電を進めるに当たって県としてどう取り組んでいくかということですが、本県では2030年度までの具体的な取組と工程を示す徳島県版・脱炭素ロードマップを全国に先駆け昨年末に策定いたしました。

委員お話しの太陽光発電を設置する戸建て住宅に対する支援につきましては、まず平成29年度からネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとして建築やリフォームの際に国による補助に上乗せする形で、最大40万円の補助という積極的な取組を行っております。

また、住宅用太陽光発電は、電力系統への接続や土地造成の課題が少なく、設備設置に要する期間も短いということで、徳島県版・脱炭素ロードマップにおいて、2030年度目標の自然エネルギー電力自給率50パーセント超え達成に向けた重点施策に位置付け、積極的に普及促進を図ることとしております。

そこで、来年度には、初期費用ゼロ円で太陽光発電が設置可能なPPA事業を広く認知していただくため、まずは県有地施設において率先導入するとともに、県民の皆様安心して御活用いただけるよう県が事業者を認定、登録し、情報発信する事業者登録制度を創設いたします。

また、スケールメリットによる価格低減を図るため、県民の皆様から参加者を募り、太陽光パネル等の資材を一括発注する共同購入の普及促進を図ってまいります。

さらに、住宅用太陽光発電設備設置者の自家消費による二酸化炭素削減量に県独自の金銭的な価値を付与して、カーボンオフセットを行う地元企業に販売するエコクレジットモデルを創設し、新たなインセンティブを生み出し、住宅用太陽光発電のより一層の促進につなげてまいりたいと考えております。

加えて、平時には戸建て住宅の太陽光発電をはじめ、地域の電源を束ねて制御し、地域全体に供給する電力の地産地消を行い、災害による大規模停電時には自立分散型電力供給システムとして機能する地域マイクログリッドの構築も促進いたします。

今後とも、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの導入を加速するなど、徳島県版・脱炭素ロードマップを着実に推進し、グリーン社会とくしまの実現に向けしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 山田委員

今言ったのは、本会議での部長から私への答弁をそのまま読み上げただけだから、こんなことでは困るのです。やはり質問にしっかり答えてほしいと思います。

これで終わりますけれども、ここで態度だけ言うておきます。

実は化製場の衛生確保対策補助金について質問したかったのですけれども、残念ながら質問できる時間がありませんが、これについては通年どおり認めるわけにはいかないと申し上げて、私の質問を終わります。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

危機管理環境部関係の付託議案のうち、議案第1号については先ほど山田委員から反対の表明がありましたが、ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、議案第1号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、令和4年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第4号、議案第28号、議案第29号、議案第50号、議案第52号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間、終始御熱心に御審議を賜り、また、委員会を通じまして議事運営に格段の御協力を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、谷本危機管理環境部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう強く要望してやまない次第でございます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても深く謝意を表する次第であります。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。

皆様方には、引き続き感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍いただきますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

1年間、どうもありがとうございました。

谷本危機管理環境部長

危機管理環境部を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

立川委員長、山西副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間、危機管理環境部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたり御指導、御鞭撻<sup>べんたつ</sup>を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、御指導をしっかりと受け止め、新型コロナウイルス感染症や南海トラフ巨大地震などの危機事象に対する備え、また2050年カーボンニュートラルを見据えた環境関連施策の展開、さらには消費者行政、消費者教育をはじめとするくらしの安全・安心の実現などについて、より一層推進してまいりたいと考えております。

今後とも御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方の今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

立川委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時12分）